

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令や社会的な規範・良識に基づいた企業活動を行うとともに、経営の透明性・合理性を確保し、もって企業価値を持続的に向上させてゆくべく、コーポレートガバナンス・システムを構築・運用するとともに、それらのシステムの内容を検証し、改善を図っていくことが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1】

取締役会では取締役・監査役候補者の指名だけでなく、執行役員等の経営陣幹部の選任も決議しており、これらの審議の過程において経営陣幹部の後継者の状況についても監督を行っております。

また、後継者の計画については次世代の経営人材育成施策を実施しており、後継者候補の拡充と質的向上を図っておりますが、本制度を有効に運用するため、今後は取締役会での適切な監督の実施を検討することとします。

【補充原則4-2】

当社は、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することを決議し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これにより、当社の取締役報酬は、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である譲渡制限付株式報酬・賞与で構成されることとなりました。

譲渡制限付株式報酬は、賞与を含めた取締役報酬の年額520百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、社外取締役に対しては賞与を支給しないものとします。また使用人兼務取締役に対する使用人部分給与を含みません。）とは別枠で、株主総会において承認された範囲内（譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権額・年額50百万円以内、株式数の上限・年75千株）において、取締役会の決議に基づき、役位に応じて決定することとしております。ただし、2020年度については、新型コロナウイルス問題の影響により業績が見通せないことに鑑み、譲渡制限付株式報酬を支給しないこととしております。

なお、取締役報酬については、あらかじめ独立社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」に諮問し、同委員会からの答申に基づき取締役会で審議を行い、決定することとしています。

【原則4-11】

当社は多様な事業を営んでいることから、取締役会による業務執行の監督に実効性を確保することができるよう、当社の事業に関する豊富な知識・経験を有する社内者を取締役候補者として選定するとともに、それら社内者にはない高度かつ専門的な知見や当社とは異なる経営視点・経営経験が補完されるように社外取締役候補者を選定することで取締役会としての多様性の確保を図っております。

なお、当社には現在、外国人の取締役はおりませんが、今後の経営の状況等により当社の経営を監督するうえで有効・必要と判断された場合には、国際性も踏まえて取締役会を構成します。

また、監査役については、当社において要職を歴任し、当社の事業に関して豊富な知識・経験を有する者らに加えて、弁護士・公認会計士といった専門性の高い資格を有する者や、他社における豊富な実務経験・社外役員としての経験・実績のある者らが選任されており、監査役全員が、これらの経験や保有資格に基づいた、財務・会計・法務を含む適切な経験・能力を有しております。

なお、特に財務・会計に関する十分な知見を有する者として、当社において経理・財務部門の長を務めた者および公認会計士の資格を持つ者を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、上場株式を保有する場合には、経営戦略上の重要性、取引先との関係強化などを勘案し、中長期的に当社の企業価値を向上させるために必要・有益と判断したものを保有することとしております。

政策保有株式については、定期的に取締役会で

・上記政策保有方針に適合しているか

・保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか

を総合的に検証して保有の適否を判断し、保有継続が適さないと判断したものは売却することとします。

政策保有株式に係る議決権の行使に関しては、短期的な業績・利益のみに左右されることなく、中長期的な見地から、保有相手方会社の企業価値の向上、当社の保有目的の実現に資するか否か等について個別具体的な事情を踏まえて判断することとしております。

【原則1-7】

当社は、取締役との間の利益相反取引については取締役会の承認決議を要すること、かかる取引を行った場合は事後遅滞なくその取引に関する重要な事実を取締役に報告すべきことを取締役会規則で定めております。

また、当社および子会社の役員に対して、年度ごとに当社および当社の子会社その他関連会社との間の取引の有無について調査を実施しており、かかる取引を監視する体制を構築しております。

【原則2-6】

当社は、新明和工業企業年金基金を通じて、受益者への安定的な年金給付を将来にわたり確実にを行うため、中長期的観点からリスク・リターン

を総合的に勘案した政策的資産構成割合を策定し、年金資産の管理および運用を行っております。

年金資産の運用状況については、資産運用委員会において定期的にモニタリングを行い、策定時の前提条件等に大きな変化が生じた場合、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行っております。

また、資産運用委員には、運用面において財務・人事等の適切な資質を持つ者を選定するとともに、外部セミナー等に派遣させることにより資質の向上を図っております。

なお、年金資産の運用は外部の運用機関に委託しており、投資先の選定や議決権の行使を運用機関に一任することで企業年金の受益者と当社との間に利益相反が生じないようにしております。

【原則3 - 1 ()】

当社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画は、当社ホームページに掲載しております。

経営理念等(<https://www.shinmaywa.co.jp/company/philosophy.html>)

経営戦略、経営計画(https://www.shinmaywa.co.jp/ir/top_interview.html)

【原則3 - 1 ()】

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3 - 1 ()】

本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

【原則3 - 1 ()】

経営陣幹部、取締役・監査役候補者それぞれについて、経営に関する高度な見識や専門性を有する者の中から事業部門や専門領域のバランスを考慮しつつ選任・指名しています。また、解任については、職務の執行に関して法令・定款・社内規程に違反した場合や、心身の故障により職務の執行に堪えられない場合、著しい能力不足・適性欠如が認められた場合等を考慮し実施します。

なお、取締役会において経営陣幹部を選解任、取締役・監査役候補を指名する決議をするにあたっては、あらかじめ独立社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」に諮問することとしております。

【原則3 - 1 ()】

全ての取締役・監査役の候補者について、株主総会招集通知にて選任の理由を開示しております。解任については事案があった場合に適宜の方法で説明を行います。

【補充原則4 - 1】

当社は、法令および定款で定められた事項のほか、取締役会規則その他社内規則において定められた重要事項を取締役会で審議・報告することとしております。

これら取締役会付議事項とされるもの以外の事項については、社長、執行役員、事業部長などの決定のもと、事業を遂行しております。

【原則4 - 9】

当社は、会社法に定める要件および東京証券取引所が定める独立役員の要件のほか、当社と社外取締役候補者との間における関係等、また当社と社外取締役候補者が帰属または帰属していた企業、団体等との間における関係等を勘案し、社外取締役として期待される客観的な立場から当社の経営に対して率直かつ建設的な助言や監督を行うことができる高い専門性・豊富な経験を有する者を社外取締役の候補者として選定することとしております。

【原則4 - 11】

当社は、定款で取締役の員数を10名以内と定めております。

取締役候補者の指名にあたっては、当社を取り巻く様々な状況、当社の経営上の課題、当社が遂行する多様な事業に関する知識、経験等を踏まえ、前記の員数枠の範囲内で最適な員数・バランスとなるよう決定しております。

なお、取締役会において取締役候補者を指名する決議にあたっては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」に諮問することとしております。

【原則4 - 11】

当社の社外取締役および社外監査役には他の上場会社の役員を兼任する者がおりますが、その数は合理的な範囲にとどまっております。なお、社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。

また、取締役および監査役の重要な兼職の状況は事業報告、株主総会参考書類等において毎年開示しております。

【原則4 - 11】

当社は、昨年、外部機関に委嘱して、取締役及び監査役に対し、取締役会の実効性評価に係るアンケート調査を実施しました。

その調査結果によると、総じて、回答者は、当社の取締役会の実効性は確保されていると認識していることが推察されました。

もっとも、経営資源の有効活用に関する取締役会における議論など、いくつかの個別のテーマに関しては、さらに改善を図るべきとの意見も寄せられました。

この調査結果を踏まえ、当社では取締役会への付議事項の見直しを行い、業務執行に関する意思決定権限の取締役社長等への委譲を進めることで取締役会の「監督機能」へのシフトをさらに進めるとともに、従前の「決議事項」「報告事項」に加えて重要な経営課題について積極的に議論するための「審議事項」の区分を新設することとしました。今後、「審議事項」として取締役会における議論をさらに充実させることにより、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14】

役員就任の際に、順守すべき法的な義務や責任等について十分に理解を深める機会を設けております。

また、就任後は、社内会議における議論への参加を活用して経営者としての見識をさらに深められるよう努めているほか、必要に応じて第三者機関による研修の機会を提供しており、その際の費用は会社負担としております。

【原則5 - 1について】

建設的な対話を促進するための体制整備、取組みに関する当社の方針は、以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般については、広報・IR部門を担当する役員が統括し、決算説明会をはじめとする各種取組みを通じて、積極的に対話することを心掛けております。

(2) 企画、財務、広報、財務、経理などを担当する部門が情報を収集するとともに、建設的な対話に資するよう適宜情報を共有しております。

(3) 個別面談以外の対話の手段として、決算説明会の開催のほか、株主を対象とするアンケートを定期的の実施するなど、対話のさらなる充実に努めております。

- (4) 対話において把握した株主の意見、懸念などは、担当する役員を通じて、関係する経営陣幹部や機関に適宜報告しております。
- (5) インサイダー情報の管理に関する規程を制定し、法令順守の徹底に努めております。また、決算発表前には重要な情報が特定の相手だけに開示されることを防止するため株主などとの対話を制限するほか、対話時は原則として2名以上で対応することにより、インサイダー情報の漏えいを防止しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------	------------

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三信株式会社	9,293,065	14.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,488,800	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,218,900	4.90
新明和グループ従業員持株会	2,357,731	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,332,000	3.55
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,566,539	2.38
住友不動産株式会社	1,507,500	2.29
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,144,100	1.74
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,132,039	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,104,200	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- ・ 上記「大株主の状況」は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- ・ 当社は、2020年3月31日現在で自己株式4,254,897株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」からは除外しております。
- ・ 上記「大株主の状況」の「割合(%)」の数値は、2020年3月31日現在の自己株式4,254,897株を除いて計算しております。
- ・ 2019年11月21日付で、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社ほか2社が2019年11月15日現在で4,148,200株(上記自己株式を控除した持株比率6.30%)を共同保有している旨の大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として2020年3月31日現在における株主名簿上の所有株式数の確認ができないことから、上記「大株主の状況」からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
苅田祥史	他の会社の出身者											
秀島信也	他の会社の出身者											
長井聖子	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

苅田祥史	○	苅田祥史氏は、株式会社日立製作所において2011年4月から2015年3月まで執行役常務を務めておりました。 同社と当社の間には製品の売買等の取引がありますが、その年間取引額が同社及び当社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、当社における社外取締役としての独立性に問題はありません。	苅田祥史氏は、株式会社日立製作所執行役常務等、企業において要職を歴任し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づいた識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に関する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスの一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、かつ左記のとおり同氏がかつて所属した株式会社日立製作所と当社との間には取引関係があるものの、その年間取引額が同社及び当社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
秀島信也	○	—	秀島信也氏は、ヤマハ発動機株式会社取締役常務執行役員等、企業において要職にあったことに加えて、富士紡ホールディングス株式会社社外取締役、光産業創成大学院大学理事等、企業及び学校法人において要職を歴任しており、会社経営に関する豊富な実務経験に基づいた識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に関する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスの一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
長井聖子	○	—	長井聖子氏は、日本航空株式会社において羽田第4客室乗員室室長等を務めたほか、学校法人関西外国語大学において外国語学部教授(ホスピタリティ担当)として後進の指導、育成にあたるなど、企業活動におけるホスピタリティの発揮等に関して豊富な実務経験に基づいた識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に関する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、また取締役会におけるジェンダーの多様性が確保されることにより、コーポレートガバナンスの一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
--------	--------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------	-------------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

当社は、役員及び執行役員等に関する人事・報酬等の決定にあたっては、あらかじめ「指名・報酬委員会」に諮問し、その答申を尊重することによって客観性及び妥当性を確保することとしております。
同委員会は、指名委員会・報酬委員会の両機能を担うものであります。

【同委員会の構成】
同委員会を構成する委員は、取締役会の決議によって選任しております。
委員の過半数及び委員長は、社外取締役としています。

【同委員会の手続の概要】
役位別の金銭報酬について、世間水準も参照しながら、当社水準の妥当性等を審議しております。
また、譲渡制限付株式報酬制度の導入など、役員報酬制度の改定に関しても審議を行っております。

【同委員会の活動状況】
2019年度においては同委員会は合計5回開催されました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、監査部がこれを担当しており、年度監査計画に基づいて当社及び当社グループ会社を対象として内部統制の機能が有効に作用しているかを検証するとともに、その結果に基づく改善・効率化の提案等を行っております。また、内部監査の結果については内部監査報告を取りまとめ、これを取締役社長に提出することとしております。

監査役監査は、監査役会の決議をもって定めた監査方針、監査計画及び監査方法等に従って行われており、監査役は、取締役会のほか必要に応じて経営会議その他の重要な会議・委員会に出席し、事業所等への往査、取締役、執行役員並びに使用人からの報告聴取や取締役会議事録・稟議書その他の重要書類の閲覧等を通じて監査を行っております。

また、代表取締役との間で定期的に会合を開き、経営及び業務の状況について報告を受け意見交換を行うとともに、監査役監査の実施状況とその結果を報告して意見交換を行っております。

なお、監査役職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを配置するとともに、必要に応じて関係部門による支援を行うこととしております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査部門である監査部と相互に連絡、調整して、効率的な監査の実施に努めており、監査役は、会計監査人から会計監査の実施状況及びその結果の報告を受けるなど、意見及び情報の交換を行っております。

加えて、監査部からも内部統制の実施状況及びその結果の報告を受けるなど、意見及び情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金田友三郎	他の会社の出身者													
枚山栄理	弁護士													
木村文彦	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金田友三郎	○	金田友三郎氏は、2004年3月まで株式会社三井住友銀行に勤務しておりました。当社は、同行から金銭を借り入れております。	金田友三郎氏は、株式会社三井住友銀行において堂島法人営業部長等、また株式会社ノーリツにおいて監査役、取締役常務執行役員等の要職を歴任し、加えて一般社団法人神戸経済同友会では常務理事を担うなど、企業等の経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有していることから、客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、かつ左記のとおり当社は同氏がかつて所属した株式会社三井住友銀行から金銭を借り入れているものの、同氏は2004年3月に同行を退職し、すでに15年以上が経過していることから、同氏と同行の関係は希薄化しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
枚山栄理	○	—	枚山栄理氏は、弁護士としての豊富な実務経験に基づき、法律に関する高度の知見を有し、企業法務にも精通していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
木村文彦	○	—	木村文彦氏は、公認会計士としての豊富な実務経験に基づき、会計に関する高度の知見を有するとともに、公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事、カツヤマキカイ株式会社社外監査役の要職を歴任するなど、わが国の企業会計を取り巻く状況にも精通していることから、主として会計の観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見を得ることが期待できると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触するような事由はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することを決議し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。これにより、当社の取締役報酬は、固定報酬である月額報酬と、業績連動報酬である譲渡制限付株式報酬・賞与で構成されることとなりました。

譲渡制限付株式報酬は、賞与を含めた取締役報酬の年額520百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、社外取締役に対しては賞与を支給しないものとします。また、使用人兼務取締役に対する使用人部分給与を含みません。）とは別枠で、株主総会において承認された範囲内（譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権額：年額50百万円以内、株式数の上限：年75千株）において、取締役会の決議に基づき、役位に応じて決定することとしております。

ただし、2020年度については、新型コロナウイルス問題の影響により業績が見通せないことに鑑み、譲渡制限付株式報酬を支給しないこととしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、賞与を含めた取締役報酬の総額を年額520百万円（うち社外取締役分は年額60百万円。ただし、社外取締役には賞与を支給しないものとします。また、使用人兼務取締役に対する使用人部分給与は含みません。）とすることと決議されております。

また、同総会において、上記の報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し譲渡制限付株式を取得するための報酬を支給することとし、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬を年額50百万円以内、付与される株式数の上限を年75千株以内とすることと決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役会において取締役の報酬に関する決議をするにあたっては、あらかじめ社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬事委員会」に諮問し、その答申を踏まえて決議することとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会においては、社外役員に対しても事前に議案を案内するとともに、審議に用いる資料を客観的にわかりやすいものとし、審議の際の説明を丁寧に行うことで社内役員との情報格差を可能な限り解消し、議案の内容を十分に理解したうえで加わることができるよう取り組んでおります。

また、社外役員からの事業等に関する問い合わせ事項に関しては、社内役員又はその指示を受けた関係部署が対応し、求められた情報を提供し、必要に応じて補足説明の機会を設けるなどにより、高い理解が得られるよう努めております。

なお、社外監査役については、監査役スタッフによるサポートもあわせて行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

加藤幹章	囑託	外部業界団体活動その他特命事項	常勤、報酬有	2017/6/27	2020年6月20日から2021年6月開催予定の第97期定時株主総会終結の時まで
------	----	-----------------	--------	-----------	--

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は、相談役及び顧問を置くことができる旨の定款上の定めを有しており、代表取締役社長等を退任した者がこれらの役職に就任することがありますが、現在、かかる相談役及び顧問はありません。

なお、主として社外の業界団体において役員として活動することを目的として、取締役副社長執行役員を退任した者に対し上記のとおり業務を委嘱しております。業務執行への関与はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行体制の概要】

現在、当社の取締役は9名であります。そのうち社外取締役は3名であり、取締役会に占める社外取締役の比率が3分の1以上となる体制としております。

社外取締役3名のうち、苅田祥史氏及び秀島信也氏はいずれも長年にわたって上場企業の経営に携わった経験がある等、会社経営に関する豊富な実務経験と高い知見を有しております。

また、社外取締役 長井聖子氏は女性であり、取締役会におけるジェンダーの多様性の確保にも配慮した構成となっております。

取締役会は原則として毎月1回開催しており、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を適宜監督しております。

2019年度においては、毎月1回、合計12回の取締役会を開催しており、これらの取締役会において、中期経営計画「Change for Growing, 2020」に基づきM&Aその他の重要な事項について議論・検討することを通じて取締役の業務執行に対する監督を行いました。

監査役については、常勤の監査役2名に加えて社外監査役を3名選任し、監査役会を構成しております。

各監査役は、監査役会で決議した「取締役が、自社及びそのグループ会社の健全で持続的な成長を続けるための良質な企業統治体制を確立し、運営しているかを監査する」という監査の基本方針に基づき、職務を分担してそれぞれ監査を実施しています。

現在、社外監査役は、企業の経営経験者、弁護士及び公認会計士からそれぞれ1名ずつ選任しており、常勤の監査役とともに、各自の専門分野における豊富な経験と高い知見に基づいた客観的かつ公正な立場からの監査及び取締役会に対する意見の表明がなされております。

監査役は原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、議事に関して必要があると認めるときは意見を述べるとともに、社長と定期的に意見交換を行うなど、経営者と監査役(監査役会)との連携を密にし、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保しております。

会計監査人には太陽有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供することで、公正な立場から会計監査が実施される環境を整備しております。

業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員 荒井 巖氏、同 古田賢司氏であり、監査業務に係る補助者は公認会計士16名、その他27名であります。

なお、同監査法人による継続監査期間は11年であります。

当社は、執行役員制度を採用しており、個別事業の運営に関する権限を執行役員に委譲することで意思決定の迅速化及び責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図るとともに、取締役(取締役会)が全社的な見地に立った個別事業の評価及び経営資源の配分等に関する意思決定に専念できるようにし、コーポレートガバナンスの強化と業務の効率化の実現を目指しております。

執行役員は以下の16名(うち取締役との兼務5名)であり、個別事業の遂行を主たる職務としております。

取締役 副社長執行役員 経営企画本部長 石丸 寛二
 取締役 専務執行役員 田沼 勝之
 取締役 常務執行役員 特装車事業部次長兼営業本部長 伊丹 淳
 取締役 常務執行役員 人事総務部長 西岡 彰
 取締役 常務執行役員 財務部長 久米 俊樹
 常務執行役員 流体事業部長 榎原 敬士
 常務執行役員 産機システム事業部長 浅野 隆弘
 常務執行役員 パーキングシステム事業部長 中野 恭介
 常務執行役員 航空機事業部長 田中 克夫
 常務執行役員 特装車事業部長 小田 浩一郎
 執行役員 経営企画本部IT推進部長 深井 浩司
 執行役員 特装車事業部事業推進部長 富田 政行
 執行役員 特装車事業部広島工場長 長尾 嘉宏
 執行役員 パーキングシステム事業部次長 中瀬 雅嗣
 執行役員 産機システム事業部次長兼線処理システム本部長 新居 聡
 執行役員 特装車事業部佐野工場長 樋本 崇

取締役社長 五十川 龍之とこれらの執行役員は、原則として月2回開催される経営会議の主要構成員として、会社の経営に関する重要事項の審議を行っております。

このほか、当社は任意の機関として、社外取締役が構成員の過半数を占める「指名・報酬委員会」を設けており、役員に関する人事や報酬等について取締役会に付議する場合には、あらかじめ同委員会に諮問することとしています。この「指名・報酬委員会」についての詳細は、本報告書の「1.【取締役関係】任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」の補足説明に記載のとおりです。

【監査役の機能強化に係る取組状況】

前記のとおり、当社は、社外監査役として企業の経営経験者、弁護士及び公認会計士からそれぞれ1名ずつ選任しており、これら法務、財務、会計に関して専門的な知見を有する者がそれぞれの専門分野から取締役の職務執行に対する監査を行うことができる体制を構築しています。

社外監査役の独立性につきましては、当社の主要な取引先である企業・団体等の出身者ではないこと、当社の顧問弁護士や会計監査人における当社の担当としての立場にあったことがないこと等を考慮して人選することで、これを確保しております。

また、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを配置し、監査役会の運営や往査等において監査役の指示のもと事務を行う体制としており、監査の実効性を高めることに寄与しております。

【独立役員の確保の状況】

本報告書の「 1.【取締役関係】会社との関係(2)」、「 1.【監査役関係】会社との関係(2)」及び「 1.【独立役員関係】」に記載のとおりです。

【責任限定契約】

当社は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、取締役(業務執行取締役等を除きます。)及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役に対しては取締役会における「経営の監督(モニタリング)」機能と「経営に関する助言(アドバイス)」機能をより一層強化する役割を期待しており、会社経営に関する豊富な実務経験と高い知見を有する社外取締役が取締役会に占める割合が3分の1以上となることは、かかる役割を果たす上で有効であると考えたことから、かかる体制を採用しています。

役員の人事、報酬等に関しては、独立した客観的な見地から審議・検討されることが有益と考えたことから、任意の機関として社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置し、役員の人事、報酬等について取締役会に付議する場合には、あらかじめ同委員会に諮問することとしております。

財務、会計、法務といった専門的な知見に基づいた監査を受けられることは、監査役による取締役の職務執行の監査の実効性を高めていく上で有効であると考えたことから、社外監査役として弁護士、公認会計士の資格を有する者をそれぞれ選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会に係る招集通知については、法定期限である「株主総会の日の2週間前」よりも前倒しして発送することとしております。 なお、その発送日に先立ち、おおむね株主総会の日の3週間前程度をめどとして、東京証券取引所及び当社ホームページ上でも招集通知を電子的に開示することとしております。ただし、第96期定時株主総会に関しては、新型コロナウイルス感染拡大による決算・監査事務の進捗への影響に鑑み、招集通知の発送は法定期限である「株主総会の日の2週間前」の日となり、また電子的な開示も発送日の前日となりました。
集中日を回避した株主総会の設定	例年、可能な限り集中日を回避して開催日を設定するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しており、招集通知の早期発送とあわせて議決権行使の便宜と議案に係る検討期間の確保を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳を準備し、議決権電子行使プラットフォームを通じて提供することにより、外国人投資家の議決権行使の便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、決算期後に「決算説明会」を開催し、社長が決算の概要及び経営状況の報告等を行っております。 ただし、2020年5月に予定していた「決算説明会」は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、中止しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IRライブラリー」のページを設け、有価証券報告書、決算短信、インベスターズレポート(中間・期末報告書)及びアニュアルレポートその他の開示書類を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 広報・IR部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	【地域社会の活性化と持続可能な発展に貢献する】、【地球環境への負荷を低減するとともにその保全に努める】ことを謳った「行動規範」に則って事業活動を行うとともに、地域社会活動にも積極的に参加することとしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を次のように定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「社是」「経営理念」「行動指針」及び「行動規範」に基づき、法令や社会的規範を順守した企業活動を行っております。

取締役の業務執行については、利害関係を有しない社外取締役を含む取締役会がこれを監督し、監査役が適正性を監査することとしております。

取締役については、その評価及び責任の明確化のため、任期を1年とし、その人事、報酬等の客観性及び妥当性をより一層高めるべく、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しております。

また、当社は、CSR(企業の社会的責任)に関する責任の明確化及び業務の迅速な遂行を目的として、CSRを管掌する執行役員を置くこととしております。

このほか、内部通報窓口「企業倫理ヘルプライン」を設置し、問題事象の早期把握と自浄作用によるコンプライアンス・リスクの排除に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を取締役会規則、稟議規程等の社内規則に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、文書取扱規程に定める期間保存しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、輸出管理、情報管理、品質管理、環境管理及び災害等に関するリスクについて、担当部門が中心となって社内規則及びマニュアル等の整備を行い、使用人に対する教育を実施するとともに、コンプライアンスに関し適時の情報提供を行い、その浸透を図っております。

また、事業遂行に係るリスクについてはリスクマネジメントについて定めた規程等を設け、各事業部において事業特性に適合したリスクマネジメント体制を主体的に構築するものとし、一方で、本社においては災害リスクや財務リスク等、全社横断的なリスク対策を実施することにより、リスクマネジメント体制を確立することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個別事業の運営に関する権限を執行役員に委譲し、意思決定の迅速化及び責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図るとともに、取締役による個別事業の評価及び経営資源の配分等に関する意思決定と監督を通じて、コーポレートガバナンスの強化と業務の効率化に努めております。

また、組織等職務執行体制の分掌、権限及び責任を明確にした単年度及び中期の経営計画を策定するとともに、その定期的な見直しと改定を行うものとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令、社会的規範及び社会的良識に基づいて行動するための指針である「行動指針」「行動規範」に加えて、「新明和企業倫理の日」及び「企業倫理月間」を定め、コンプライアンスに関する意識の浸透と諸制度の定着を推進しております。

また、使用人の業務執行は、法令、定款、稟議規程及び業務分掌規程等の社内規則に基づき行われるものとし、これを検証するため監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社と「社是」「経営理念」「行動指針」及び「行動規範」を共有し、法令や社会的規範を順守した企業活動を行っております。

また、グループ会社の管理について定めた規程等に基づき、当社グループにおける役員、使用人等(以下「役職員」という)の業務執行について必要に応じて報告を求め、または当社の担当部門との間で協議を行うこととするほか、当社の役職員を当社グループ各社の取締役、監査役等として派遣することにより、当社グループ各社の業務執行の状況の把握に努めるとともに、当社と当社グループ各社との間で報告・協議の促進を図ることとしております。

これらに加えて、監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、当社グループ各社からも利用可能な内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを配置するとともに、必要に応じ、関係部門による支援を行うこととしております。専任の監査役スタッフを置く場合は、その人事異動、評価については監査役の意見を聴取し、尊重することとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対し、取締役会において取締役から業務執行の状況及びその他重要事項の報告を行うとともに、経営会議をはじめ重要な社内会議への出席を認めております。また、代表取締役と監査役による定期的な意見交換を行っております。

これらのほか、監査役が当社グループ各社の役職員と相互に意見の交換や情報の共有を行うことができるよう、その機会の確保に努めております。

また、当社の内部監査部門から監査役に対し、当社グループ各社に対する内部監査の実施状況、その結果等を報告することとしております。

なお、当社は、役職員が職務の執行に関して監査役への報告または内部通報制度に基づく内部通報を行ったことを理由として、当該報告または内部通報を行った役職員に対し不利益な取扱いを行わないこととしております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、監査役から前払いまたは償還の請求があった場合には、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じることとしております。

当社は、監査役の要請に応じ、稟議書類等の重要文書を開示するとともに、取締役及び使用人の職務に関する調査、報告並びに説明を行っております。このほか、会計監査人との意見交換の機会を提供しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、社内規程として「反社会的取引の防止に関する規程」を定めており、当社においては暴力団及びその構成員並びに総会屋その他の不正な収益を企業から獲得する活動を行う者との取引、すなわち「反社会的取引」を行ってはならない旨を明言するとともに、新規取引にあたっては取引先が反社会的勢力に該当しないことを複数の部署で確認する仕組みを構築するなど、信義に反するビジネス行為を許さず、公正で秩序ある競争理念のもとに事業活動を行うこととしております。

また、反社会的勢力による脅威又は被害を受け、若しくはこれを受けるおそれのある場合に備えて、関係部署が警察庁・都道府県警察本部等の関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、これを排除する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【当社の適時開示体制の概要】

当社は、株主や投資家の投資判断に影響を及ぼす会社業務等に関する未公開の重要事実たる情報（決算情報や決算情報以外の決定事実・発生事実をいい、子会社に関する情報を含みます。）について、各事業部・子会社の主管部門等から報告を受けた本社部門において、当該情報が適時開示事項であるか否か、及び開示の方法等について検討・協議し、適時開示規則に定める開示事項に該当すると認められる情報に関してはIRに関する部署においてこれを取りまとめ、情報管理責任者（財務担当取締役）を通じて社長に報告するとともに、決算情報及び決定事実については取締役会へ付議したうえでその決議を経て、また、発生事実については適時速やかに、これを開示する体制を構築しております。

